くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

「愛してるから投資して」って、おかしくない？

あなたが好意を抱いている相手は、騙す目的であなたに近づいているかもしれません。その相手、本当に大丈夫ですか。

相談事例

・マッチングアプリで知り合った男性から、2人の結婚後の資金を貯めるためにと暗号資産を送金させられたが、連絡が取れなくなった
・マッチングアプリで知り合った女性に言われるまま多額の投資をして、もうかったと思ったが出金ができず、女性とも連絡が取れなくなった

投資の誘い文句

・家族や知人で投資に詳しい人がいるから、言うとおりに投資すれば必ずもうかるよ
・結婚の資金を貯めるために投資しよう

消費者へのアドバイス

▼相手の指示で投資するのは、やめましょう
▼マッチングアプリなどは、ルールに従って利用しましょう

市民生活相談・消費生活相談 ID1000622

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 要予約 ID1026284

相談は1人30分まで、年度に1回限りです。
とき＝11月5日㈭13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※11月4日㈬15:30までに予約してください